



確定申告相談等のご案内

☎朝霞税務署 ☎467-2211 (代表) ※自動音声でご案内します。
 郵送での提出先 〒351-8601 朝霞市本町1-1-46 朝霞税務署

令和元年分の所得税・個人消費税・贈与税の申告相談会場の開設期間は、

「2月17日(月)～3月16日(月)」です。

相談受付	午前8時30分～午後4時
会場	朝霞税務署 1階

土・日曜日、祝日は除く

ただし、2月24日(月・休)・3月1日(日)に限り開設します。

ご注意ください

- 相談内容が複雑な場合は、午後3時までにお越しください。
相談が午後5時を過ぎる場合は、後日再度お越しいただく場合があります。
- 確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受け付けを早めに締め切る場合があります。
- 医療費控除を申告される方は、事前に「医療費控除の明細書」を作成してお持ちいただくと申告をスムーズに行うことができます。

税務署に来なくてもスマホで、パソコンで、便利に申告書を作成できます！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できます。また、ID・パスワードを取得することで、マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでなくても申告書が作成できます。「確定申告書等作成コーナー」の操作などに関するご質問・ご相談は下記まで。
 ☎e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

所得税・個人消費税の納税には振替納税(口座振替)が便利です！

- 振替日にご指定の預貯金口座から自動的に引き落とされます。
- 金融機関や税務署の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。
- 一度手続きをすれば、継続して利用できます。

【手続き方法】

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(金融機関への届け出印の押印が必要)を朝霞税務署または金融機関へ提出してください。※税務署で配布しているほか、国税庁ホームページからもダウンロード可

中学生の税についての作文 受賞者

受賞おめでとう

賞の名称	題名	学校名	学年	氏名
関東信越税理士会朝霞支部長賞	日本とイギリスのちがい	朝霞第一中学校	3	野澤 雅晴 さん
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	当たり前の毎日を支えてくれる税金	朝霞第二中学校	3	白川 由菜 さん
朝霞市長賞	助け合いの心	朝霞第二中学校	3	秋田奈名美 さん
朝霞市教育委員会教育長賞	消費税の必要性	朝霞第三中学校	3	菅 柊斗 さん
埼玉県教育委員会教育長賞	祖父の病気が私に教えてくれた	朝霞第四中学校	3	若狭 寿奈 さん
埼玉県朝霞県税事務所長賞	大切な大切な税金	朝霞第四中学校	3	阿部真太郎 さん
朝霞税務署長賞	税金は、ありがたい物。	朝霞第五中学校	2	田島華奈海 さん
朝霞税務署管内納税貯蓄組合連合会長賞	税の役割	朝霞第五中学校	2	志賀ほのか さん



還付申告無料相談会開催

☎/税理士会朝霞支部事務局 ☎465-0025 FAX468-1043

※税理士会朝霞支部では毎週水曜日に無料税務相談を実施しています。詳しくは事務局へご連絡ください。

還付申告相談と申告書の作成指導を無料で行います。

対象者	令和元年分の給与および年金収入が800万円以下で次に該当する方 ●給与所得者で、医療費控除を受ける方 ●公的年金を受給されている方 ●年の中途で退職された方（退職所得のある方は除く）で年末調整がお済みでない方 ※給与または年金以外の所得がある方は、受け付けできません。	
会場・日時	にいざほっとぷらざ 予約不要 新座市東北2-36-11（志木駅南口：新座市生涯学習センター4階）	税理士会朝霞支部区域内の 各税理士事務所 要予約
	2月10日(月)～14日(金) 午前10時～11時30分、午後1時30分～3時30分 ※駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。 初日および2日目は大変混雑し、混雑時は対応できない場合もあります。できるかぎり午後の時間帯をご利用ください。 生涯学習センターの開館は午前10時からです。午前10時前の受付等はできませんのでご了承ください。	2月3日(月)～14日(金) 上記対象のうち、令和元年分の給与および年金収入が600万円以下の方が対象です。 ※ご希望の方は、事前に事務局へ電話連絡のうえ、ご利用ください。
必要な書類等	※下記のうち該当するものすべてを必ずご持参ください。 ●給与所得者…令和元年分の「給与所得の源泉徴収票」の原本 ●年金所得者…令和元年分の「公的年金等の源泉徴収票」の原本 ●医療費控除を受ける方…令和元年中に支払った医療費の明細書 ※あらかじめ集計計算をしておいてください。記載漏れ確認のため医療費の領収証を持参することをおすすめします。 ●生命保険料控除を受ける方…令和元年分の控除証明書の原本 ●地震保険料控除（旧長期損害保険料を含む）を受ける方…令和元年分の控除証明書の原本 ●社会保険料控除を受ける方…令和元年中に支払った保険料の金額がわかるもの （国民年金保険料の場合は令和元年分の控除証明書の原本） ●印鑑 ●預貯金の口座番号等（申告者名義）がわかるもの ●昨年申告した確定申告書の控え	

朝霞市からのお知らせ

1月下旬に納付済額のお知らせを送付します ～確定申告等にご利用ください～

令和元年中に普通徴収（納付書または口座振替）で納付された国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が対象です。これらの保険税（料）は社会保険料控除の対象となりますので、所得税の確定申告や住民税の申告にご利用ください。

なお、特別徴収（年金からの天引き）で納付された保険税（料）は、各年金保険者から送付される「公的年金等の源泉徴収票」に記載されます。

☎/国民健康保険税に関すること…収納課 ☎463-2040・2023

介護保険料に関すること…長寿はつらつ課 ☎463-1719

後期高齢者医療保険料に関すること…保険年金課 ☎463-1928

老齢年金受給者の皆さんに、1月中旬以降に源泉徴収票が送付されます

記載されている令和元年中の支払金額は、各種保険料を天引きする前の金額となり、実際の振込額とは異なります。源泉徴収票を紛失された場合には、住所地を管轄する年金事務所で再交付できます。

※遺族・障害年金受給者には、源泉徴収票は送付されません。

☎/ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165（050から始まる電話でかける場合は☎03-6700-1165）

川越年金事務所 ☎049-242-2657